

2021年8月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
イオンリート投資法人
代表者名 執行役員 関延明
(コード: 3292)

資産運用会社名
イオン・リートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 関延明
問合せ先 常務取締役 経理・管理管掌 井戸坂智祐
(TEL. 03-5283-6360)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2021年8月26日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2021年10月21日に開催予定の本投資法人の第5回投資主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決を条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人は、現行規約第14条において、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、一定の議案について、所定の手続に基づいて少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。また、このみなし賛成制度の一部適用除外に伴い必要となる変更を行うものです（変更案第14条第3項及び第4項関係）。
 - (2) 本投資法人は、今後、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う（但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえてこれを行わない場合もあります。）方針といたしたく、かかる方針などを規約において規定するものです（変更案第35条第2項関係）。
 - (3) 上記のほか、和暦から西暦への表記の変更及び表現の統一のための変更を行うとともに、不要となった附則の削除を行うものです（変更案第9条第2項、変更案第15条第1項、変更案第41条第1項、現行規約第42条関係）。
- （規約変更の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資主総会の開催及び付議議案に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

2. 役員選任について

執行役員関延明並びに監督役員安保知勇及び関葉子の任期は2021年10月28日をもって満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員1名を選任する旨の議案を提出すると共に、監督体制のさらなる充実及び強化を図ることを目的として、監督役員の員数を1名増員し、2021年10月29日付で新たに監督役員3名を選任する旨の議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任について議案を提出いたします。

- (1) 執行役員及び監督役員候補者（注1）
- | | | |
|------|--------|------|
| 執行役員 | 関 延明 | （重任） |
| 監督役員 | 安保 智勇 | （重任） |
| 監督役員 | 関 葉子 | （重任） |
| 監督役員 | 寺原 真希子 | （新任） |

（注1）上記執行役員候補者は、現在本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

- (2) 補欠執行役員候補者（注2）
- | |
|--------|
| 井戸坂 智祐 |
| 戸川 晶史 |

（注2）上記補欠執行役員候補者井戸坂智祐は、現在本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の常務取締役兼経営管理部長です。

上記補欠執行役員候補者戸川晶史は、現在本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の取締役です。

（役員選任の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 日程

2021年8月26日	役員会による第5回投資主総会提出議案承認決議
2021年9月27日	第5回投資主総会招集ご通知発送（予定）
2021年10月21日	第5回投資主総会開催（予定）

以 上

【別紙】第5回投資主総会招集ご通知

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.aeon-jreit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資主総会の開催及び付議議案に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

第5回 投資主総会 招集ご通知

【当日のご来場自粛と 書面(郵送)による議決権行使のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日の投資主総会会場へのご来場は極力お控えください。

また、議決権行使は書面(郵送)による事前行使をお願いします。詳細は、本招集ご通知P.3をご覧ください。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催情報

- 日時: 2021年10月21日(木曜日) 午前10時
- 場所: 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
*前回と会場が変更になっておりますので、
ご注意ください。
- 投資主総会の目的である事項
決議事項
 - 第1号議案: 規約一部変更の件
 - 第2号議案: 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案: 補欠執行役員2名選任の件
 - 第4号議案: 監督役員3名選任の件

*これまで投資主総会終了後に行われておりました
資産運用会社による運用状況報告会は、投資主の
皆さまの安全確保の観点から、開催は予定しており
ません。

投資主各位

東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
イオンリート投資法人
執行役員 関 延明

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主さまの健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年10月20日(水曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主さまが当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)**について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条第1項及び第2項

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年10月21日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
* 前回と会場が変更になっておりますので、ご注意ください。 |

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案: 規約一部変更の件
- 第2号議案: 執行役員1名選任の件
- 第3号議案: 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案: 監督役員3名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト(<https://www.aeon-jreit.co.jp/>)に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆さまの安全確保の観点から、会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の最新の決算説明資料は、本投資法人ウェブサイト(<https://www.aeon-jreit.co.jp/>)にてご覧いただくことができます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等を本投資法人のウェブサイト(<https://www.aeon-jreit.co.jp/>)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進められておりますが、接種がお済みでない方も多くおられ、変異株による再拡大など収束時期が見通せない状態が続いています。こうした状況を踏まえ、投資主の皆さまの安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本投資主総会では以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆さまのご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主さまへのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。**投資主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。**
- 特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安のある方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<ご来場される投資主さまへのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主さまのお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広く取る予定であるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- 役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主さまにおかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に発熱があると認められる投資主さまや咳などの症状を有する投資主さまには、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主さまには、運営スタッフがお声がけをさせていただきます、ご入場をお断り、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆さまの安全確保の観点から、皆さまの会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の最新の決算説明資料は、本投資法人ウェブサイト(<https://www.aeon-jreit.co.jp/>)にてご覧いただくことができます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化や行政機関による指示・要請等により、上記の内容を更新する場合がございます。最新の情報は本投資法人のウェブサイト(<https://www.aeon-jreit.co.jp/>)にて適宜お知らせいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人は、現行規約第14条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなす旨の規定を定めております(いわゆるみなし賛成制度)。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、一定の議案について、所定の手続に基づいて少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

また、このみなし賛成制度の一部適用除外に伴い必要となる変更を行うものです(変更案第14条第3項及び第4項関係)。

- (2) 本投資法人は、今後、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う(但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえてこれを行わない場合もあります。)方針としたたく、かかる方針などを規約において規定するものです(変更案第35条第2項関係)。
- (3) 上記のほか、和暦から西暦への表記の変更及び表現の統一のための変更を行うとともに、不要となった附則の削除を行うものです(変更案第9条第2項、変更案第15条第1項、変更案第41条第1項、現行規約第42条関係)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成29年9月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、<u>2017年9月25日</u>及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1.~2. (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1.~2. (現行のとおり)</p> <p>3. <u>前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u></p> <p>(1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任</p> <p>(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</p> <p>(3) 解散</p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(4) 投資口の併合 (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>
<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成29年7月末日及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2017年</u>7月末日及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>
<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前項(2)で定める分配金額に当該営業期間の減価償却費の100分の60に相当する額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない</p>	<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前項(2)で定める分配金額に当該営業期間の減価償却費の100分の60に相当する額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない</p>

現行規約	変更案
<p>場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3.～4. (省略)</p>	<p>場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。なお、本投資法人は、<u>経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を考慮の上、当該営業期間の減価償却費の100分の60に相当する額を上限として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。</u>但し、<u>経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、利益を超える金銭の分配の実施を不適切と判断した場合、利益を超える金銭の分配は行わない。</u></p> <p>3.～4. (現行のとおり)</p>
<p>第41条 (資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。この投資法人の資産の運用を行う資産運用会社は、イオン・リートマネジメント株式会社とする。</p> <p>2.～3. (省略)</p>	<p>第41条 (資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社は、イオン・リートマネジメント株式会社とする。</p> <p>2.～3. (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第9章 附則</p> <p>第42条 (改正の効力発生)</p> <p>第37条第1項の変更に係る改正は、平成30年2月1日に効力を生じる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員関延明は、2021年10月28日をもって任期満了となります。つきましては、2021年10月29日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2021年10月29日より2年間となります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(せき のぶあき) 関 延 明 (1964年10月9日生)	1988年 4月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 1990年10月 同社 コントロール部 1994年10月 同社 経営管理部 1995年10月 JAYA JUSCO STORES SDN.BHD. (現 AEON CO.(M)BHD.)出向 2000年 9月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社) 海外企業管理部 2002年 5月 同社 グループ戦略室 2008年 5月 クレアーズ日本株式会社 取締役経営管理本部長 2011年 7月 イオン株式会社 ディベロッパー事業戦略チームリーダー 2012年 3月 イオン・リートマネジメント株式会社 監査役 2013年 5月 イオン・リートマネジメント株式会社 取締役 2014年 3月 イオン株式会社 GMS事業最高経営責任者兼 ディベロッパー事業最高経営責任者兼アジアシフト 推進責任者付 2015年 2月 イオンリテール株式会社 執行役員ディベロッパー 本部長兼社長室長 2017年 3月 同社 執行役員南関東カンパニー副支社長 2018年 3月 イオン・リートマネジメント株式会社 顧問 2018年 5月 同社 取締役 2019年 5月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年10月 イオンリート投資法人 執行役員(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしましたことと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、井戸坂智祐を第一順位、戸川晶史を第二順位とします。なお、本議案における補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第2号議案により選任される執行役員の就任する2021年10月29日より2年間となります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(いとさか ともひろ) 井戸坂 智 祐 (1972年10月28日生)	1996年 9 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 2008年 4 月 同社 戦略部 2011年 3 月 同社 戦略部マネージャー 2011年11月 同社 コーポレート・コミュニケーション部長 2016年 4 月 イオンペット株式会社 執行役員 2016年 5 月 同社 専務取締役 経営戦略最高責任者 2020年 4 月 イオン・リートマネジメント株式会社 顧問 2020年 5 月 同社 取締役 経営管理部長 2021年 5 月 同社 常務取締役兼経営管理部長(現任)	0口
2	(とがわ あきふみ) 戸 川 晶 史 (1973年8月24日生)	1996年 4 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 2006年 3 月 同社 財務部財務グループ担当 2012年 9 月 イオン・リートマネジメント株式会社 財務企画部 財務グループマネージャー 2018年 4 月 同社 財務企画部長 2019年 5 月 同社 取締役(現任) イオンリート投資法人 執行役員	6口

- ・上記補欠執行役員候補者井戸坂智祐は、本投資法人の投資口を所有しておりません。上記補欠執行役員候補者戸川晶史は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を6口(1口未満切り捨て)所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者井戸坂智祐は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の常務取締役兼経営管理部長です。その他には、上記補欠執行役員候補者井戸坂智祐と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記補欠執行役員候補者戸川晶史は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の取締役です。その他には、上記補欠執行役員候補者戸川晶史と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・補欠執行役員の選任の効力については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員安保智勇及び関葉子の2名は、2021年10月28日をもって任期満了となります。つきましては、監督体制のさらなる充実及び強化を図ることを目的として、本投資法人の監督役員の員数を1名増員し、2021年10月29日付で新たに監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2021年10月29日より2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(あぼ ちゆう) 安保 智 勇 (1961年10月8日生)	1984年 4 月 最高裁判所司法研修所第38期司法修習生 1986年 4 月 中央総合法律事務所弁護士 1990年 9 月 ディッキンソン・ライト法律事務所弁護士 (米国ミシガン州) 1992年 9 月 中央総合法律事務所弁護士 2003年10月 弁護士法人中央総合法律事務所東京事務所 所長弁護士(現任) 2012年11月 イオンリート投資法人 監督役員(現任)	0口
2	(せき ようこ) 関 葉 子 (1970年8月30日生)	1995年 4 月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年 4 月 最高裁判所司法研修所第55期司法修習生 2002年10月 馬場・澤田法律事務所弁護士 2005年 4 月 城西大学非常勤講師 2006年12月 銀座プライム法律事務所 弁護士(現任)(2007 年4月よりパートナー) 2007年 4 月 国土館大学非常勤講師 2009年 6 月 三井生命保険株式会社(現 大樹生命保険株式 会社) 社外監査役(現任) 2012年11月 イオンリート投資法人 監督役員(現任) 2014年 4 月 国土館大学教授(現任) 2018年 7 月 日本ビューホテル株式会社 社外監査役 2019年 6 月 高砂熱学工業株式会社 社外取締役(現任)	0口

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
3	(てらはら まきこ) 寺原 真希子 (1974年12月23日生)	1998年 4月 最高裁判所司法研修所第52期司法修習生 2000年 4月 長島・大野・常松法律事務所弁護士 2003年 5月 銀座シティ法律事務所弁護士 2008年 1月 メリルリンチ日本証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社(インハウスロイヤー) 2010年 9月 榎本・寺原法律事務所(現 弁護士法人東京表参道法律会計事務所)共同パートナー(現任) 2018年 6月 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 社外取締役(現任) 2019年 3月 日本フェイウィック株式会社 社外取締役 (現任) 2019年 6月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ 株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員 (現任)	0口

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち安保智勇及び関葉子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案は、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

メ 毛 欄

× 毛 欄

投資主総会会場のご案内

【場 所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

【TEL】 03-6811-7866 代表

【交 通】 ①都営新宿線小川町駅／東京メトロ丸ノ内線淡路町駅／東京メトロ千代田線新御茶ノ水駅 B7出口より徒歩3分

②東京メトロ半蔵門線神保町駅 A9出口より徒歩5分

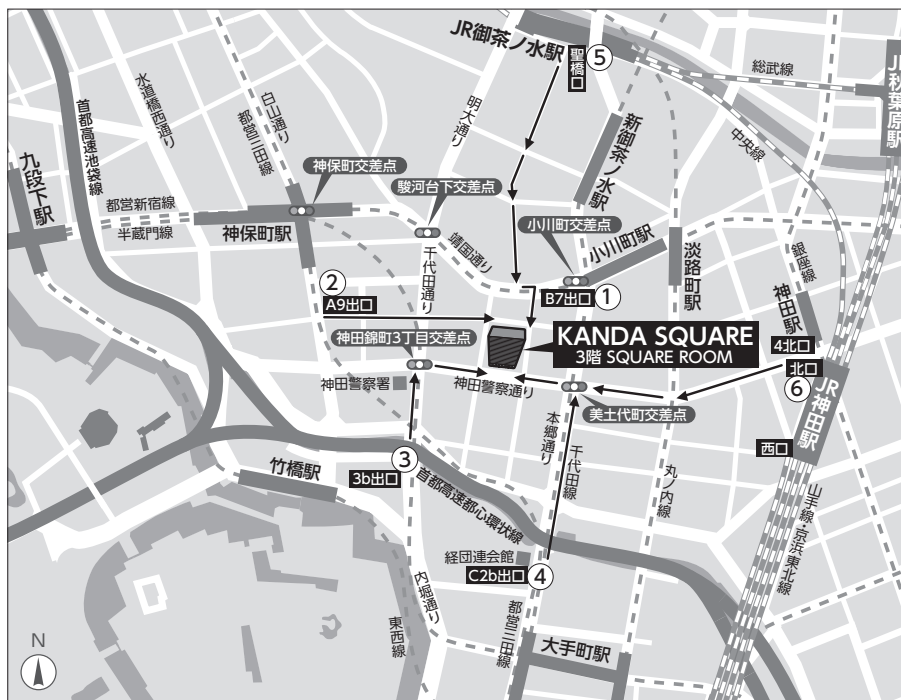
③東京メトロ東西線竹橋駅 3b出口より徒歩6分

④東京メトロ千代田線大手町駅 C2b出口より徒歩8分

⑤JR中央・総武線御茶ノ水駅 聖橋口より徒歩9分

⑥JR各線神田駅 4番／北口より徒歩10分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで

QRコードを読み取りください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、
環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。